

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第11回総会 議事録

■日時 令和3年3月24日（水）午前10時32分～午前11時46分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、小堀委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、宮越委員、宗方委員、平林委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

■議事内容

1 答申

「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動共通及び景観の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 諮問

「（仮称）新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案
⇒ 会長の指名により、第二部会へ付託

3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

受 理 報 告 (3 月)

| 区 分 | 対 象 事 業 名 称 | 受 理 年 月 日 |
|-----------------|---|-----------|
| 1 環 境 影 響 評 価 書 | 多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業 | 令和3年2月3日 |
| 2 事 後 調 査 報 告 書 | 一般国道 16 号横浜町田立体建設事業（工事の施行中その 14） | 令和3年2月15日 |
| | 東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（工事の施行中その 4） | 令和3年2月15日 |
| 3 変 更 届 | 一般国道 16 号横浜町田立体建設事業 | 令和3年2月15日 |
| | 三田小山町西地区第一種市街地再開発事業 | 令和3年2月17日 |

令和 2 年度「東京都環境影響評価審査会」第 11 回総会
速 記 録

令和 3 年 3 月 24 日（水）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 21

(午前 10 時 32 分開会)

○下間アセスメント担当課長 皆様、おはようございます。本日は御出席頂きありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 21 名のご出席を頂いており、定足数を満たしております。

これより、令和 2 年度第 11 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申し出があります。柳会長、お願いします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるため、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良等、健康状態が思わしくない方は出席をお控えください。傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

ただいまから令和 2 年度東京都環境影響評価審議会第 11 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、諮問 1 件、受理報告を受けることといたします。

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書

○柳会長 最初に、「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件については第二部会で審議していただきましたので、その結果について坂本第二部会長から報告を受けることとします。それでは、坂本第二部会長、よろしく申し上げます。

○坂本第二部会長 資料 1 をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読してください。

○下間アセスメント担当課長 それでは、事務局から朗読します。資料 1 を御覧ください。

令和 3 年 3 月 24 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 坂 本 慎 一

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る
環境影響評価調査計画書について

第 1 審議経過

本審議会では、令和 3 年 1 月 15 日に「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については 5 ページに、審議経過を掲載しています。

第 2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地の一部は、別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うこと。

【景観】

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で、適切に地点を選定し予測・評価を行うこと。

第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上です。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について報告します。

本事業は、日野市西平山三丁目を起点とし、八王子市北野町を終点とする、延長約 1.5km の区間において往復 4 車線の道路を整備するものであり、対象事業の種類は道路の新設でございます。

次に、答申案の内容について説明します。「大気汚染、騒音・振動 共通」の意見ですが、計画地の一部は別事業である土地区画整理事業区域を含み、当該区画整理事業との施行時期の重複により、工事用車両がもたらす一般粉じん、騒音・振動の影響増大が懸念されることから、施行中の将来交通量について適切に算定を行うことを求めるものです。

次に「景観」の意見ですが、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、関係地域の景観に関する法令や計画等を踏まえ、地域の特性を考慮した上で適切に地点を選定し、予測評価を行うことを求めるものです。

本調査計画書に対しましては、周知地域市長である日野市長及び八王子市長から意見が提出されております。本件の審議に当たっては、これらの内容を踏まえつつ審議しました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第です。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御意見等ございますか。発言される際には最初にお名前をお願いいたします。— いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特に発言等はないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○下間アセスメント担当課長

2 都環審第 34 号

令和 3 年 3 月 24 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲 一 郎

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る

環境影響評価調査計画書について答申

令和 3 年 1 月 15 日付 2 環総政第 474 号、諮問第 517 号で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読しました案文と同じでございます。

説明は以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは、続いて諮問に入ります。諮問案件について事務局から説明をお願いします。

○下間アセスメント担当課長 資料 2、6 ページをご覧ください。諮問文でございます。朗読します。

2 環総政第 539 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

令和3年3月24日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第518号 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案

よろしく申し上げます。

○柳会長 「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案につきましては、第二部会に付託させていただきますので、第二部会の委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、諮問案件の概要について事業者の方から説明を受けることといたします。事業者の方は席の移動をお願いします。

○柳会長 事業者の方は着座で結構ですので、そのままをお願いします。

それでは、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案につきまして、概要の説明をお願いします。

○事業者 それでは、「(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業」環境影響評価書案につきまして説明させていただきます。

まず、1ページ目をお願いします。

「1 事業者の名称」は、株式会社京葉興業。

「2 対象事業の名称及び種類」は、(仮称)新砂総合資源循環センター建設事業。対象事業の種類は、廃棄物処理施設の設置になっております。

「3 対象事業の内容及び概略」については、本事業は、計画地内において稼働中である既存の改質固化処理プラント及び計画地内の南側近隣で稼働中である廃水処理プラントの更新をすることを目的とし、計画地内において改質固化処理プラントの建替え及び廃水処理プラントの新設を行う計画となっております。

表の内容に移りまして、所在地は江東区新砂三丁目11番7号。用途地域は工業専用地域。敷地面積は約1万360m²。建築面積は約4,200m²。

処理能力・処理方式については表のとおりで、改質固化処理プラントについては、固定槽

薬注固化、機械攪拌薬注固化、脱水処理。廃水処理プラントでは、生物処理、中和処理、脱水処理、乾燥処理といった内容で処理を行っております。

施設の稼働時間は1日24時間稼働で、改質固化処理プラントの脱水処理設備のみ1日8時間の稼働となっております。

工事予定期間は、改質固化処理プラントが2022年度から2024年度まで、その後、廃水処理プラントが2024年度から2028年度までとなっております。

続いて、11ページをお願いします。

「対象事業の目的」になります。14ページの航空写真で、既存の改質固化処理プラントと計画地南側の廃水処理プラントの位置をお示ししておりますので、そちらも併せてご覧頂ければと思います。

計画地内では、現在、既存の改質固化処理プラントが稼働しており、無機汚泥の中間処理を行っております。また、この計画地内の南側には既存の廃水処理プラントが稼働しており、こちらは有機汚泥の中間処理を行っております。どちらのプラントも、稼働開始から30年以上が経過しております。本事業は、これらの施設を計画的に更新することを目的とし、計画地内の改質固化処理プラントを建て替えるのと同時に、廃水処理プラントを計画地内に新設することで、計画地内及び周辺環境の改善を図る計画となっております。

なお、既存の廃水処理プラントについては、一部の施設は残存しますが、施設の改修などは行わない計画となっております。

続いて、13ページをお願いします。

こちらが計画地の位置図になります。計画地は江東区の臨海部、砂町地区という場に位置しておりまして、こちらで既存の改質固化処理プラントが稼働しております。周辺には東京都水再生センターなどの工場・事業場があるほか、西側は運河に面しております。

続いて、15ページをお願いします。

用途地域図になります。計画地は工業専用地域内に位置しており、住宅等の配慮施設はございません。最寄りの配慮施設としては、準工業地域内となりますが、北東側に約400m程度離れた場に都立東部療育センターが位置しております。

続いて、16ページをお願いします。

こちらは、既存施設の改質固化処理プラントの施設配置図になります。既存の改質固化処理プラントについては、受入槽や養生槽などのピットを屋外に配置しており、廃棄物の受入や薬注固化などの作業を屋外で行っております。

続いて、18 ページをお願いします。

こちらが、更新後における施設の配置計画になります。本事業に伴い、新たに改質固化処理プラントの西棟、東棟と廃水処理プラントを整備する計画となっております。現在、屋外に設置されております受入槽や養生槽などのピットは、新たに設置します改質固化処理プラントの西棟と東棟に集約して、全ての作業を建屋内で実施するように計画しております。また、ピット等が配置されていた施設には、新たに廃水処理プラントを設置します。なお、計画地西側にあります船舶積出施設については、北側にありますスロープと併せて既存の施設をそのまま活用する計画となっております。

続いて、23 ページをお願いします。

現況と将来の配置計画を鳥瞰図を用いて比較しております。上段の図で示すとおり、屋外に設置されております受入槽や養生槽などのピットは、将来の下の図に示す改質固化処理プラントの西棟、東棟の2つの建屋内に全て集約します。また、ピット等が配置されていたスペースに新たに改質固化処理プラントを設置する計画となっております。

続いて、26 ページをお願いします。

表中に、施設の処理能力、処理方式、処理対象物をお示してございます。改質固化処理プラントの処理対象物については、無機性の産業廃棄物となっております。主な排出元は工場から発生する脱水汚泥や建設現場から生じる建設汚泥、焼却施設から発生する燃え殻やばいじんなどとなっております。

また、廃水処理プラントの処理対象物は、有機性の産業廃棄物及び一般廃棄物で、主な排出元は商業施設等に設置される除外施設から排出される汚泥やグリーストラップの清掃汚泥やビルピット汚泥、イベント会場等に設置される仮設トイレのし尿などとなっております。

なお、本事業に伴い取り扱う廃棄物の種類については変更はございません。

続いて、右の27 ページをお願いします。

こちらで、両プラントの概略の処理フローをお示ししてございます。改質固化処理プラントについては、受入固化槽や混合機などの段階で処理対象物に対して薬剤を添加し、改質を安定化させた上で再資源化できるものはセメント工場へ、それができないものについては最終処分場へ送っております。また、分離した水分については公共下水道へ放流しております。

廃水処理プラントにつきましては、処理対象物をメタン発酵設備による生物処理や脱水処理などにより安定化・減量化させた上で、セメント原料などに再資源化しております。また発生した排水は処理設備を通して中水利用並びに公共下水道へ放流しております。

続いて、28 ページをお願いします。

エネルギー計画になります。本事業において使用するエネルギーは主に電気、重機に使用する軽油、船舶に用いる A 重油を使用します。

また、廃水処理プラントでは、メタン発酵設備から生じるバイオガスをボイラーや発電設備で利用します。さらに建物の基礎杭に熱交換チューブを組み込み、地中熱を利用するほか、太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの利用に努めてまいります。このうち、バイオガスにより得られた電力は全量を売電する計画となっております。

続いて、31 ページをお願いします。

工事計画になります。工事工程は表にお示しのとおり、2022 年度に工事を着工し、全体の期間は 79 か月間。2028 年度に工事を完了する計画となっております。工事は改質固化処理プラントの西棟、東棟、廃水処理プラントの順に進めてまいります。

主な工事の流れを次の 32、33 ページに図でお示ししていますので、そちらをご覧ください。工事の工程については大きく 6 段階に分けております。32 ページの上の図から、まず初めに船舶積出施設の南側の既存施設の解体工事を行ってまいります。続いて、解体工事が終了した場で改質固化処理プラントの西棟の建設工事を実施します。続いて、西棟が完成し、供用開始させた上で受入槽や養生槽などのピットの解体、また改質固化処理プラントの東棟の建設に着手します。

33 ページの上の図に移っていただきまして、続いて改質固化処理プラントの東棟が完成、供用開始となった上で、並行して既存のピットの解体工事、廃水処理プラントの消化槽の建設工事に着手します。既存のピット解体が完了した上で、最後に廃水処理プラントの建屋の工事に着手しまして、全ての施設が完成する流れとなっております。

続いて、37 ページをお願いします。

(2)の廃棄物の搬入・搬出計画について。表中に現況と将来の関連車両の台数、船舶の輸送回数の表をお示ししております。現況の搬出入車両の台数は、両プラント合わせて1日当たり約230台、船舶の輸送回数は1回であるのに対して、将来の搬出入車両の台数は、両プラント合わせて約283台、船舶の輸送回数は1回で、将来においては車両台数で1日当たり約53台の増加を見込んで設定しております。こちらの台数の設定方法の詳細は資料編3ページ目にお示ししておりますので、そちらを併せて御覧ください。

資料編の3ページ目の上段に、現況と将来における施設の処理能力を比較した表を記載しております。将来における処理能力の増加率は一番右の欄にお示しするとおり、改質固化処

理プラントについては現況に対して約 184%、廃水処理プラントについては約 120%の増加率となっております。

戻っていただきまして、本編 37 ページの関連車両台数について。改質固化処理プラントについては過去 10 年間における最大の処理実績から設定した現況の車両台数に対して、先ほどの処理能力の増加率約 184%を掛けまして、将来の関連車両の台数を設定しております。一方、廃水処理プラントにつきましては、処理能力で 120%の増加があるものの、取り扱う廃棄物の種類はビルピット汚泥や食品工場の廃棄食品等の、比較的搬入量の安定した品目であり、将来的に大幅な増加が見込まれないことから、将来においても現況と同様の車両台数が走行するものとして設定しております。

なお、将来の台数につきましては、環境影響評価において最大影響を見込むために設定したもので、取り扱う廃棄物の量を増やす計画等はありませんので、将来においても現在とおおむね同様の車両台数が走行するものと考えております。

最後に、本編 46 ページ目をお願いします。

環境影響評価の項目になります。本事業の実施に伴う環境要因としましては、工事の施行中における建設機械の稼働、解体建設工事、工事用車両の走行、また工事の完了後における施設の存在、稼働、関連車両の走行及び船舶の航行を挙げております。それらを考慮して選定した項目としては「大気汚染」「悪臭」「騒音・振動」「土壌汚染」「地盤」「水循環」「景観」「廃棄物」「温室効果ガス」の 9 項目を選定しています。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます

それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問等がございますでしょうか。いかがでしょうか。

○奥委員 エネルギー計画の関連でお伺いしたいのですが、太陽光パネルの設置を計画されているということなのですが、具体的にどこに設置される予定なのか、教えていただきたいと思えます。

○事業者 その位置が分かる図面が 23 ページ目にありますので、そちらをご覧ください。下の図 6.2-8(2)工事完了後の鳥瞰図になりますが、敷地境界手前に改質固化処理プラントの西棟と東棟がありまして、そちらの屋根に紺色のパネルが設置されておりますが、こちらの 2 か所に太陽光パネルを設置する計画となっております。

○奥委員 そして、これによる発電量が評価書案でいいますと — 発電量は評価書に書いて

ありますか。322 ページですかね。322 ページに 10 万 4,435kWh/年ですかね。

○事業者 はい。

○奥委員 これが計画発電量ということですね。

○事業者 はい。

○奥委員 はい、わかりました。 隣の 323 ページですけれども、「予測に反映した環境保全措置」の 3 つ目のポツ。この再エネによる分と、それから高効率モーターや LED 照明の導入によるエネルギー使用量の削減。こちらも予測に反映した環境保全措置に含まれているのですが、これらの分の実際の予測削減量というのはどこかに記載がありますか。高効率モーターや LED 照明の導入によるエネルギー使用量の削減分についての記載があるかどうか。

○事業者 個別に、それによる消費量というのはお示ししてごさいませんが、それを行った場合の消費電力を計算しておりますので、その内容が含まれている形となっております。

○奥委員 それどこに反映されているということになるのかが分からないので。

○事業者 322 ページの表 8.9-7 の表中の、区分でいいますと電気のところの使用量が記載されていますが、こちらの使用量が LED 等を利用した場合の使用電力となっております。

○奥委員 これは高効率モーターや LED 照明の導入により削減分を引いてこれぐらいになるという予測結果だということですね。

○事業者 はい。

○奥委員 分かりました。そこを分かるように評価書段階で書いていただいたほうがいいかなと思いました。

○事業者 はい、承知しました。貴重なご意見ありがとうございます。

○奥委員 236 ページですが、「土壌汚染の状況」のところでは分析室を計画地内に設けていらっしゃるということなのですが、これは具体的には場所はどこになるか、教えていただいてもよろしいですか。

○事業者 これは、今現在どちらに設置されているかということですか。

○奥委員 そうです、はい。

○事業者 今現在の既設の分析室は船舶積出施設の東側、既存事務所の西側の間にユニットハウスで設置していますので、図上でお示しはしていませんが、その位置にあります。

16 ページの図面になるのですが、グレーになっている船舶積出施設と事務所の間、この図にはあらわれていない、建物があるということ、そちらのほうになります。

○奥委員 それはそのまま残るということですか。

○事業者 こちらは、仮設事務所を、今の図面でいうと、拡張予定敷地に仮設事務所をつくりまして、そちらに一旦移しまして、その後、廃水処理プラントのプラント建屋ができましたら、こちらの3階に、最終的には本施設として設置するということを計画しております。

○奥委員 そうですか。分かりました。今ご説明いただいた内容も評価書には記載していただいたほうがいいかなと思います。ご検討ください。

○事業者 はい、承知しました。ありがとうございます。

○奥委員 薬液タンクにこの分析室で発生する廃液については回収しているということなのですが、薬液タンクはその後どのように、他の事業者へ委託して処理してもらっているのですか。その薬液タンクに入れた廃液については。

○事業者 私どもの施設で実際に処理できるものがあれば、それは私どもで処分するのですが、それ以外のものの試薬については許可を持っている他業者に産業廃棄物ないしは特管廃棄物として処分の委託をしているということが現状でございます。例えば水銀などは、水銀の許可を持っている業者さんに委託しているということで対処しております。

○奥委員 はい、分かりました。どうもありがとうございました。

○柳会長 それでは、袖野委員、どうぞ。

○袖野委員 こちらの施設は船舶も利用して運搬をしているということで、特徴的であるなと思って見ていたのですけれども、「大気汚染」のところでは環境配慮事項で車両についての記述がありますが、船舶については何か配慮事項というのは考えられないのでしょうかというのが1点。

それから、廃棄物処理施設といいますと、インフラとして重要な施設となりますので、アセスの範囲なのかどうかということ、ちょっと難しいかもしれないのですが、こちらの施設は河川に近いということで、近年の豪雨災害などを考えたときに、レジリエンスという観点から例えばグラウンドレベルを上げているであったり、そういった対処をされているのかどうかについてお伺いします。

○事業者 まず、1点目の船舶に対する配慮事項につきましては、130 ページに今記載がない状態ですが、こちらについては施設の稼働の計画等を踏まえて記載を追加するように検討します。

○事業者 災害への対処ということなのですが、江東区のハザードマップを確認しておりますが、こちらの新砂三丁目地区は南砂町駅周辺と比べて地盤が高いので、浸水想定地域外になっております。また、海側からのということになりますと、現状、荒川水門が、私ども

が対処しているわけではないのですが、荒川水門が強化されていて越流がされにくい構造に改修されているということもございまして、立地環境として水害に強い地域にあるという認識がございまして。その上で、私どもとしては、船舶での積出については水面の上昇下降に対しては注意深く見守りながら事業を行っていくということを考えておりますし、廃水処理プラントは地下構造が大きいので、こちら地盤を40cmかさ上げしてGLを上げているという設計になっておりますので、水害に対しては一応の対策はできていると考えております。

○袖野委員 ご説明ありがとうございました。

○柳会長 それでは、森川委員、どうぞ。

○森川委員 「大気汚染」なのですが、燃焼の発生源というのが私のほうであまり認識していなかったのですが、きちんとボイラーなどの排ガスに関する予測もいただくとことで、いいかなと思っておりますが、そのボイラーとかいろいろな乾燥機などがあるのは、廃水処理プラントの中だけということではよろしかったでしょうか。発生源がどの辺にあるのかが見つらなかったからお聞きしました。

○事業者 発生源につきましては、評価書案の96ページに図をお示ししております。ご認識のとおり、発生源につきましては廃水処理プラントのみの配置となっております。こちらの施設内のそれぞれGL高さ27mですとか29mのところボイラーの排気塔を設置してございます。

○森川委員 この中にもバイオガスを使った施設も含まれているんですね。

○事業者 はい、その発電機等も含まれております。

○森川委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 それでは続いて齋藤委員、どうぞ。

○齋藤第一部長 今回のエネルギー等の利用についてですけれども、太陽光発電であったり地熱利用、それからバイオガスの発電ということで、いろいろ取り組まれていることは大変結構なこととか、素晴らしいことだと思っておりますが、先ほど奥委員から話がありましたとおり、記述内容については大変不足しているのではないかと考えていますので、そこをご注意頂きたいと思っておりますのが1点です。

それと、特に温室効果ガスのところで評価の結果で、事業者としての責務等を何とか果たしましたというふうな記載があるのですが、技術指針のほうでは「可能な限り低減されていること」というふうに記載がありますので、可能な限り低減していることを示していただければというふうに評価書のほうにしっかりと記述していただきたいと考えています。

それと関連して2点質問があるのですが、1つは、今回メタンの排出について記載がないのですが、それはなぜなのでしょう。

○事業者 メタンにつきましては、大気中への放出がございませんので、ここの発生量のところには含めておりません。

○齋藤第一部長 消化液ですね、未分解の固形物も含めた消化液の中に含まれているメタンが脱水機等を通じて出ていく分も発電に使うという理解でしょうか。

○事業者 消化液を脱水する分については、脱水機自体はクローズな構造を持たせることによって、そのクローズな脱水機内から臭気を負圧誘引して脱臭棟のほうに誘導して臭気対策として処理するというのを計画しております。

○齋藤第一部長 臭気対策でメタンを燃焼するという意味でしょうか。

○事業者 燃焼ではございません。薬液洗浄と活性炭吸着といったことで、脱水機からはそういった処理をしております。主に消化槽の上部、消化液面から発生するメタンガスを誘引して導入、そして脱硫処理とシロキサン処理を行ってバイオガス利用するというので、そこら辺は臭気対策とは二分化しております。

○齋藤第一部長 一般的に脱水機のほうと、それから消化液を生物処理する際に含まれているメタンが出ていって、その分を排出係数として普通は含んでメタン発生量を考えているのですが、今回のシステムではそれが出ないということでしょうか。

○事業者 まず、1つ整理させていただきたいのは、資源として利用するメタンガスはメタン発酵槽、消化槽の消化液面上部から発生するところから。脱水機のほうでは、多重円盤型の脱水機で順次絞っていきますので、そこからの発生というのは、私ども高温処理でもございますので、温度が低下していったら、発生量としてはそれほどない状態で圧搾をかけていきます。

○齋藤第一部長 消化液の中に含まれているメタンが脱水機もしくはその消化液を生物処理する際に出ていく分を通常は問題にするのです。その出ていった分が回収された後、回収というか、排ガスに出ていった後、先ほどの話ではメタンを回収しているという理解ですか。

○事業者 メタンそのものの回収ということではなくて、メタンは発電機での燃焼で……。

○齋藤第一部長 消化槽から出ていくガスについては発電されているのだと思うのですが、消化液の中に当然溶存しているのです。そのメタンを通常は問題にするのです。

話が長くなりそうですので、了解しました。今、考慮しないということで了解しましたので、その点についてはまた改めてほかの機会にしたいと思います。

もう 1 点質問なのですが、27 ページに下水道の放流と中水利用の図が描いてあるのですが、中水利用するときには、膜分離それから消毒などを行っていると思うのですが、もともと下水道への排除基準を満たすための水質と、中水で使う水質とは相当要求水質が違うと思うのですが、これは膜処理をするまでは同じ処理をしているという理解でしょうか。そうすると、下水道を放流するときの例えば BOD はどれぐらいまで下げていることになるのですか。

○事業者 BOD については下水道放流基準まで下げているということで、今数字はないのですが、サンプリングをして……。

○齋藤第一部長 600 だと思います。500 くらいで出すと多分中水利用には使えないですよ。膜で SS でも取ったとしても。それを含めて、エネルギーをできるだけ減らそうといったときに、どこまで配慮した運転がなされているのかという意味で、中水利用をするだけ水質を改善しようとする、それなりにエネルギーが必要になってきて、そのことをすることによって下水道に放流するときの水質が非常によくなってしまっている、過剰に。エネルギーを利用し過ぎてしまっているということが考えられるので、その点を明らかにしていただきたいというのが 2 点目です。

それと、あとはコメントなのですが、温室効果ガスの排出に関して今回削減も含めている記載はされているのですが、現状との比較をしっかりとやっていただきたいというのが 1 つです。それから、標準活性汚泥法を入れられるということで処理効率が随分上がっているはず。これは奥委員の質問にもあった話ですが、散気効率が上がっているはずなので、その内訳をしっかりと明確にして、これぐらい改善されていますということを示していただきたいということです。

それと、装置上効率を改善することプラス、運転管理上、要するに過剰なエアレーションしないであるとか、そういった管理上も、エネルギー消費を削減して温室効果ガスの排出を削減するということができるはずですので、その点どういうことを考えていらっしゃるのかというのも明確にしていきたい。

それから、言いたいことだけ言って申し訳ないのですが、発電をされていますよね。これは全部売却されるということで、これは FIT を使って事業採算性を上げられるということ。それはそれで結構なのですが、発電をすると、発電効率から考えると排熱が随分無駄になります。先ほど排熱を使おうとしていますという計画をされていましたが、どの程度使われようとしているのか。一般的に例えば発電効率 40% で排熱回収が 40 できると、つまり 80% ぐら

いは少なくとも元のエネルギー量を使いますねという話だと思うのです。だけど、排熱をどれぐらい使う計画なのかということを確認させていただきたいと考えています。

一方的にお話をして申し訳ないのですが、時間がたってしまうので、これで終えたいと思います。ありがとうございます。

○事業者 貴重なご意見ありがとうございます。今頂きました内容を含めて評価書のほうを整理させていただきます。

○柳会長 それでは続いて堤委員、どうぞ。

○堤委員 先ほどの齋藤第一部会長の御発言とも重複する内容になってしまうかと思うのですが、温室効果ガスに対してお願いを1点させていただければと思っています。東京都では今「ゼロエミッション東京戦略」を発表して温ガスの削減を進めているところです。本事業もまだ検討中や計画中のところもあるかと思うのです。先ほどの図書の中でも、現時点で予測に反映されている取組もあって、大変いいかと思うのですが、この施設は温室効果ガスの削減に対して非常に関連性の高い施設でもあると思いますので、今後もゼロエミ東京の趣旨を踏まえて事業の計画を進めていただきたいと思います。

今後、設計が進む上で新たな取組や、また今現在取り組んでいる内容でも詳細が明確になってくるにつれていろいろと出てくると思いますので、そういったゼロエミ東京の趣旨を踏まえた取組に関して図書に今後も記載していただければと思っています。重ねてよろしくをお願いします。

コメントだけですけれども、以上です。

○柳会長 事業者の方、今のコメントについて何かありますか。

○事業者 貴重なご意見ありがとうございます。評価書の段階で「ゼロエミッション東京」の内容を踏まえて記載を追記させていただきます。

○柳会長 渡邊委員、何かありますか。

○渡邊委員 奥先生、齋藤先生がおっしゃったこととほぼ重なってしまうのですが、今お話がありましたように、40 ページ、ゼロエミ東京について記載があるのですが、齋藤委員がお話になられたように、現状がどの程度出ているのかということがされていないので、審査上から策定されるのかということが把握できないという状況がありまして、これは現状について説明していただきたいということが1点。

それから、先ほど齋藤委員もおっしゃっていましたが、314 ページ、N₂O については温室効果ガス排出係数が書かれているけれども、CH₄ については書かれていないということで、

CH₄は全て回収するからというお話でしたが、本当に回収できるのかというお話もありましたので、この点、精査されて、CH₄が出るようでしたらCH₄についても記載していただきたいということです。計画の中では2,202万tですか、削減されるという記載はあるのですが、これは新しい施設が温室効果ガスをどれだけ排出して、それが太陽光とか地中熱によって削減されてという、その差を示していらっしゃるだけで、現状からどの程度ということは、少なくとも私が把握した限りは把握することができなかったので、その点お示しいただきたいと思います。

○事業者 温ガスのご指摘がいっぱい出ていますので補足させてください。まず、「ゼロエミッション東京戦略」に関しまして、その趣旨を配慮した評価書での記載ということと、あと、現状との比較というお言葉を頂いていまして、これは、我々が図書をつくるときも現状施設との比較をしようかという話もありました。ただし、現状の施設があまりにもとていまいすか、屋外にあったり、将来形態とあまりにも違うので、果たして現状と比べることがいいのかなというところの悩みもありまして、実際は計画に対してどれだけ政策で落とせるかというような記載にしております。とはいえ、同じ事業者になりますので、ある程度原単位的な部分で現状に対してどうなるかとか、そこの検討はしてみます。

あと、GHGに関して、CO₂以外のガスに関しましては、出ないなら出ない、クローズならクローズという、マテバラ的な文言なりフローなりを入れて、それでCO₂にしましたみたいな、より分かりやすい解析を加えていこうかと思っております。

以上、補足になります。ありがとうございます。

○柳会長 それでは、玄委員、お願いします。

○玄委員 今日の事業説明を行うところでも話があったと思うのですが、14ページの計画地周辺の空中写真から見ると、計画地から400メートル離れたところに療育センターがありますね。それで景観の眺望を調べると、283ページです。283ページを見ると、眺望を調べると、先ほど言った療育センターが含まれていなかったのですね。ただ、その場所的に見ると、新砂地区地区計画区域になっているので、将来はこの療育センターがなくなるということですか。それが分からなかったのです。もし、それが存在するならば、眺望を調べるところで、今、この283ページで示している箇所以外にも、先ほど言った場所は含めるべきではないかと思って質問しました。お願いします。

○事業者 新砂地区地区計画区域なのですが、これに関連しては、例えば79ページの道路図を見ていただければと思うのですが、交通量調査地点のNo.5からNo.2にかけての道路とい

うのが平成 16 年開通の新しい道路なのですが、この道路をつくるに伴って、この地域の再開発を行う計画として設定された地域でございました。元の道路は東西線の上を走っていたのですが、この開発が行われることによって、こちらの療育センターですとか、そのほか順天堂さんの大学等々が開発され、整備されたというところの経緯がありまして、この計画地が設定されたというのが過去の経緯でございます。

○玄委員 それで、先ほど言った療育センターなどは眺望を調べる場所として考えていなかったということの理解で大丈夫ですか。

○事業者 基本的にこの地域の周辺は踏査を入れておりますが、この地点については地域住民の方が慣れ親しんだ景観が望める場所や不特定多数の方が利用するといった観点から、こういった地点はなかなか入れないかと想定しまして、地点には含めておりませんでした。そこから近い地点として北側の道路の沿道の地点を選定しておりますので、この地点で代表して景観の調査予測を行っているというような次第です。

○玄委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

○池本委員 事業の理解という意味で教えていただきたいのですが、工事期間が複数年度またいでいると思うのですが、その間のこの事業の代替機能みたいなものは設けるのかを教えてくださいたいと思います。

それから、もう 1 つは処理フローなのですが、今、既存の施設はかなり計画と違うようなお話もあったと思うのですが、処理フローもかなり違うのであれば、前後の比較が分かるような情報があるといいのかなと感じまして、そのあたりの情報があるとありがたいと思います。

最後に、廃水の施設規模で生物処理が 360m³ と 20m³ と、両方書かれているのですが、このあたりはフローの中でどのように見たらいいのか、教えていただけたらと思います。

○事業者 まず代替施設というお話ですが、今回、本計画につきましては既存の施設も改修しながらということで工事計画は非常に長い計画なのですが、運用しながらという計画でこれだけ長い計画。本来、更地であればもっと短い工事期間で済むのですが、能力を落とさずに稼働しながらということで、7 年ぐらいの計画ということでございます。機能を落とさずに長期の工事期間ということで計画しております。

処理フローに関してですが、フロー図だけで見ると、実際には変わらない — 変わらないといえますか、例えば廃水処理設備ということで活性汚泥法として一括りになっているので

すが、既存施設は2段階活性処理、これは法の改正があつて、消化脱窒の対応があつたので2段階構成になっているのですが、今回は当初からそちらの対応を含めているので、1段階構成になっているのですが、おおよそのフロー図としては大きな改変はないということでございます。

生物処理の360^mと20^mということなのですが、これはメタン発酵施設へ最終的に処理する能力としては360^mなのですが、その前段の前処理で中和処理を行うものが、そのうち20^mありますよということですので、360^mに含まれるうちの20^mが中和をかけていきますといったことになっております。そここのところの関係性の連絡が不足していたのは申し訳ないと思いますが、御了承頂ければと思います。

○柳会長 ほかに。宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 エネルギーについて先ほどから意見、質問等が出ていますが、地中熱を取り入れているということで臨海部で先進的な取組でいいと思うのですが、評価書と資料のほうで、地中熱利用量の見積もりがされていますが、その根拠が書かれていないように思うので、書いていただいたほうが、より分かりやすくなるのではないかと思います。これはコメントです。

あと1点、確認の質問ですが、エネルギー計画で地中熱利用を行うというのは調査計画書の段階から組み込まれていたもの、想定されていたものでしょうか。それとも、評価書案で出てきたものでしょうか。

○事業者 地中熱利用につきましては調査計画書段階ではまだ計画がございませんで、評価書を作成している段階で検討した内容をここに含めているという状況となっております。

○宮越委員 分かりました。ありがとうございます。

○柳会長 ほかによろしいでしょうか。——特にほかにないようですので、これで終わりにしたいと思います。事業者の皆様、どうもありがとうございました。事業者の方は退室されなくても、そのままでもよろしいです。

○柳会長 それでは、受理関係について事務局から報告をお願いします。

○下間アセスメント担当課長

それでは、受理関係について事務局から報告します。時間の関係上、概略だけ説明させていただきます。受理関係についてはお手元の資料3を御覧ください。

3月の受理報告は、御覧のとおり、環境影響評価書1件、事後調査報告書2件、変更届2件を受理しております。

資料については、次のページ、「多摩都市計画道路 3・1・6 号南多摩尾根幹線（稲城市百村～多摩市聖ヶ丘五丁目間）建設事業」特例環境配慮書審査意見書と環境影響評価書との関連ということで、特例環境配慮意見書の内容については「騒音・振動」と「生物・生態系」について意見がございました。それに対して、環境影響評価書の記載について、それぞれ回答がございました。それについては、そこに書いてあるとおり、「騒音・振動」については、トンネル工事に関して必要に応じて一層の環境保全の検討をすることを追記したということ。「生物・生態系」については湿地の関係について、工事の施行中、地下水のモニタリング等丁寧に行うことと、植生図を施行中、完了後も作成することということを記載してございます。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、それ相応の措置を講じることを追記しているということです。

次に、2月の受理報告に関しては、「新可燃ごみ処理施設整備事業事後調査報告書（工事の施行中その1）」の助言事項に対して事業者の回答がありました。そこにかいつまんで書いてございます。「土壌汚染」については1項、2項それぞれに助言事項がありまして、それに対して回答してございます。

1項については、汚染土壌に対して適切に対応がされていることが第三者に客観的に判断しやすいようにということで、それに努めるということ。

2項については、可能な限り汚染についての原因を意識した対応と、それから地下水モニタリング等も意識してお願いしたいということで、隣接する日野市のクリーンセンターと協力していくということ。

「水循環」は1項だけですが、地下水の低下がまだ回復していないことによって、引き続き地下水位の経過確認と適切実施を頂ければということに対して、次回の事後調査報告書で回答するということです。

「その他」、調査の結果が遅いということについては、隣の日野市クリーンセンターの工事と関連したということもあるので、今後速やかな報告に努めますということです。

以上、事後調査報告書「新可燃ごみ処理施設整備事業事後調査報告書（工事の施行中その1）」の報告でございました。

もう1点が「（仮称）晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業」です。「施工計画」についての項目で助言事項がありました。「工種、工法、施工規模に変更はない」と記載されているのですが、1年以上にわたって追加が発生しているようで、工事の規模が大きくなっているように見えるということに対しての事業者の回答ということで、オリンピック・

パラリンピックが遅れているということ。新型コロナに対することも影響しまして、工事の遅れが生じているということで、工期が変更したということです。

敷地面積や建築計画等のことについては、変更はございませんという回答でした。

最後に、3月の受理報告に対して助言事項を委員から頂いております。「一般国道16号線横浜町田立体建設事業（工事の施行中その14）」については、「騒音・振動」1件。

「三田小山町西地区第一種市街地再開発事業」は変更届ですが、「全般」ということで1件、委員から助言を頂いております。

以上です。

○柳会長 それでは、3月の受理報告案件について助言されました委員の方のコメントなどをお願いします。発言される際には、最初にお名前をお願いしたいと思いますが、資料に従って順番に、最初に高橋委員、その次に袖野委員ということでよろしくをお願いします。

○高橋委員 町田の事業に関して助言をさせていただきました。今回の工事施行中の報告書を見ると、14時台の騒音測定値は84dBとなっていて、基準値は80dBですけれども、大幅に超過していました。これは一時的なもので、ほかの時間帯は大丈夫だったのですけれども。報告書を読むと、「岩石を砕く作業が必要になった」という記述がありましたので、特異的あるいは一時的な状況だったとは思うのですけれども、報告書に載っている写真から見ると、周辺住民が通行する可能性のある場所と考えられますので、結果論になってしまうのですが、仮囲いを設置の配慮をしておくほうがよかったのではないかと思います。

同様の状況はいつでも起き得ると考えられますので、もちろん、事前には予測できないので、もしやっとなとしてもそれは過剰の対応になる可能性ももちろんあるのですが、今後はできるだけ仮囲いを設置するなどの必要な対策を講じて作業していただくのがいいかなと思いました。

以上、コメントです。

○柳会長 続いて、袖野委員、お願いします。

○袖野委員 三田小山町の件ですけれども、工事期間についてなのですが、4年間という工事期間そのものには変更はないのですが、工事期間を見ていると、全体、後ろにずれてしまって、そもそも予定していた工期よりもさらに遅く開始されるということで、想定されていた周辺環境と違う環境になっている可能性があります。このため、近隣の開発事業と時期が重なったりしますと悪影響が増幅される可能性があるということで、工事に当たっては、今後関係者と十分調整を行っていただきたいという趣旨です。よろしくをお願いします。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の委員から提案された助言についてですが、審議会からの助言事項とするということによろしいですか。—特に御発言がないようですので、審議会からの助言事項とします。事業者伝えて、次回の審議会で事業者の回答の報告をお願いします。

それでは、受理関係についてはこれで終わります。

○柳会長 ほかに何かございますでしょうか。—特に御発言がないようですので、これを持ちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場をお願いします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 46 分閉会)